

## 第5回 西宮市特別支援教育審議会 議事録

日時	平成30年8月3日(月)14:00~16:00
場所	西宮市役所東館8階802会議室
出席者	<p>○審議会委員</p> <p>井出 浩(医療関係者) 坂口 紳一郎(教育関係者) 竹田 契一(学識経験者) 根岸 直代(保護者代表) 野田 八潮(保護者代表) 金高 玲子(教育関係者)</p> <p>○事務局</p> <p>学校教育部 佐々木部長 地域・学校支援課 山本課長 教育研修課 乾 課長 特別支援教育課 栗屋課長、金井係長、渡邊係長、土山指導主事 高橋指導主事</p>
欠席者	花熊暁委員(学識経験者)
開催形態	公開(傍聴者1名)
議題	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 開会</li><li>2. 委嘱状の交付</li><li>3. 議題<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 教職員の専門性の向上</li><li>(2) 交流及び共同学習の推進</li><li>(3) 医療・福祉との連携</li></ol></li><li>4. その他連絡事項</li><li>5. 閉会</li></ol>

## 1 開会

## 2 報告

(事務局)「資料1」

○第4回審議会のまとめについて

- ・中間報告について
- ・30年度の進捗状況
- ・教職員の専門性の向上について

## 3 審議

(事務局)

○教職員の専門性の向上

教職員の専門性の向上につきましては、前回のご意見の中にいろいろと研修などはあるけれど、その効果検証はどうしていくのか、効果をどのように図っていくのかという意見をいただきました。検証というのはなかなか難しいのですが、事務局で検討し、教職員の専門性とはどのようなものか、どのような姿が学校・園の特別支援教育の専門性か、ということをご提案させていただこうと思っております。

教職員の専門性ということですが、まずは校園長の学校・園の経営の中でしっかり特別支援教育が明確に位置づけられている。そして研修会、それから事例検討会などで全教職員の理解の促進や具体的な指導方法の実践研究などが学校・園で行われている。支援の必要性やその具体的な方法について専門性のある指導助言を得ている。特別支援教育の目的や意義について十分理解している。子供の困難さに対して指導上の工夫の意図を理解して、個々に応じた手だてを検討し指導している。日常的に情報交換をしている。このような姿が専門性があると定義しました。

このために校内委員会がきちんと機能する必要があります。校内委員会は、実態把握であったり、具体的支援策の提示であったり、環境整備、そして個別の教育支援計画、指導計画の策定、合理的配慮の提供と評価、見直しということを行っている委員会でございますが、その委員会を進める特別支援教育コーディネーターがリーダーシップを発揮している。このような姿が必要であると考えております。

また、それを支えるのが専門性のある指導助言や研修の実施であると考えております。

西宮市ではこども未来センターの地域・学校支援があります。また、教育委員会の特別支援教育課や教育研修課の指導・助言・研修があります。そして前回も話が出ました特別支援学校のセンター的機能、西宮養護学校と県立特別支援学校のセンター的機能を連携させまして学校・園を支えるしくみをつくっております。

こども未来センターについてももう少し詳しくご説明しますが、その中に地域・学校支援課があり、特別支援教育の研修、西宮専門家チームによる支援や、心理士やスクールソーシャルワーカー、医師、それから医療専門職がおり、関係者が参加した支援会議、専門職、ソーシャルワーカー、心理士のアウトリーチを行っています。

教育委員会では、特別支援教育に関する指導助言、相談、特別支援の担当者会を行っており、研修を担っている教育研修課でも年次研修、専門研修、企画研修を行っております。

特別支援学校では、巡回相談、教育相談や公開講座の開催、自主的な校内研修、それから自立活動の集中学習会もしております。県立特別支援学校でも西宮の子供たちが在籍しており、巡回相談や教育相談、そして公開講座があります。

少し詳しくご説明いたしますと、29年度の実績ですが、資料の地域・学校支援課のところは、西宮専門家チームの派遣、教育相談等の回数でございます。専門家チームの派遣回数は総派遣回数245回となっております。関係機関との連携も含んでおります。

アウトリーチと申しまして、スクールソーシャルワーカー、心理士などが学校園へ出向き支援することは、699回の回数となっております。医療機関の訪問も行っており作業療法士や言語療法士などが直接学校園に行き指導助言をする場合もあります。

西宮養護学校では、巡回相談、教育相談、公開講座等を行っております。公開講座は、このように7回、これは市内の小中幼稚園にも公開しており、たくさんの参加者があります。また、特別支援教育コーディネーターとの研修を兼ねて参加しております。7回の講座の中身は、多岐にわたっております。また、西宮養護学校では、自立活動の集中学習会を4回、う

ち2日は、土日に一日研修として、実技及び理論研修をしております。  
教職員向け研修のほうを具体的にお示ししますと回数が資料に載せております。これは前回はご説明しましたが、担任研修やコーディネーター研修等どちらかというと専門的な研修を地域・学校支援課で行っております。また、この特別支援教育コーディネータースキルアップ研修は、かなり専門性の高い研修を系統だて、8回の研修をしております。後で内容についてご説明いたします。またセミナー等も開いており、保護者向けの研修もしております。内容は、資料の4に示しております。教育研修課が主催する研修は、初任者研修から4年次研修まで、専門研修の内容を資料に載せております。これは平成29年度の実績でございます。そして、先ほど申し上げた特別支援教育コーディネータースキルアップ研修です。校長推薦で20名まで参加することができるコーディネーターの研修で、平成29年度で3回目になります。単純計算でいうと3年で全小中学校の61校のコーディネーター全員が研修したという形になります。内容は専門性の高いものとなっております。  
地域・学校支援課主催で、特別支援教育課も一緒に行っており、研修の中身を示させていただいています。ほとんどは悉皆、つまり必ず参加する研修ですが、ノートテイク研修につきましては、希望制になっております。これまで説明した内容を資料3にまとめさせていただきました。このような力をつけるためにどのように市として取り組むべきか、またどのような力が必要など、いろいろな視点からご意見をいただきまして教職員の専門性の向上に向け取り組んでいきたいと思っております。  
説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) スキルアップ研修で、非常に細かいいろいろな研修をされていますが、さっきの資料4のところで、参加人数が少ないことがもったいないと思う。これを50人とか100人とかできないか。そうすると何年にもわたってやる必要がなくなるのではないか。

(事務局) このスキルアップ研修は、浜松のこどものこころの発達科学研究所というところから講師をお招き行っている。研修や事例研修、巡回相談の実際などを行うには、このくらい的人数が適しているということで、3年計画で計画し行っている。

(会長) このコーディネーターというのは実際に各学校の要のところがあって、校内委員会の中で中心的な存在である。研修は何回受けてもいいぐらいで実は足りない。どこの地域を見ても研修が表面的に終わってしまう。それを考えるとやはり予備軍も含めてもっとたくさん受けられるように、同じ研修を何回も受けても構わないと思うので、そういうことができないかと考える。もう少したくさんの方が効率的に研修を受けて、できるだけ専門性の高いものにしていくことを検討してほしい。担当は変わるので、どんどんレベルを上げていくためには、もっと研修を受ける人数を増やしていく必要がある。

(委員) 市教委と教育研修課主催の管理職研修で、特別支援の内容で定期的に講話があった。それは含まれていないのか。

(事務局) 校長研修、教頭研修でも特別支援教育については研修を行っている。毎年ではなく2年に一度取り上げている。

(委員) 教育研修課の研修は、初任者から専門研修までであるが、地域にもよるが、レポートとまで言わなくても感想文を書かせるだけでも聞く態度が違う。ただ聞いているのと一生懸命聞くのと違いがあるので、それこそA4の半分のA5ぐらいのところが一番自分がその中で興味を持ったものとか、関心を持ったものを挙げろというだけでも違う。そういうフィードバックが受講者から得られるような研修をしてほしい。

(事務局) 初任者研修では毎回受けた内容について全員にレポート提出を求めている。それをまとめて来年度の研修の計画に使用している。2年次研修、3年次研修など職務研修についても毎回受講した日に今日の研修はどうであったか、自分にとってどれだけためになったのか、講師の先生の話がどれだけわかったとか、自由記述なども設け、研修を受けた後にアンケートを取っている。

(委員) 研修の種類がわかっていなが、毎年初任者の研修で、半数ずつに分かれて西宮養護学校に行って西宮養護学校の見学をした後、学校長の講話を聞くという研修があった。それはここには入らないのか。

(事務局) 資料の初任者研修の3つ目の「特別支援教育について」に書いてある研修、この研修が実際に西宮養護学校に行き、子供たちとふれあいながら学ぶ研修となっている。

(会長) 資料の最後にノートテイクがある。これは、もともと、大学に聴覚障害の学生が入ってきたときにボランティアで学生を募集しノートテイクをつけるもので、昭和40年50年ぐらいに、ノートテイクの講習会を簡単にちょっとやるぐらいから、少しずつ変わってきて現在のようになっているが、これは聴覚障害が対象だが、今は、合理的配慮としてノートをとるのが苦手な学習障害、あるいはそこまでいなくても、なかなか文字を書くのが苦手な子供たち、そういう読み書きが苦手な子供たちにノートテイクをつけるという方向にアメリカではなっている。だから聴覚障害児の合理的配慮だけじゃなくて、ノートが取れない生徒がいたらその子供たちのためのノートテイクもつけてあげるという方向に今変わりつつある。西宮でも先に行くというようなことが少しでもできると、すごく進んだ対応になる。まだ全国でやっていない。だけど、これは本人にしてみるととてもありがたいこと。ノートの取れない子供たちがどれだけいるか。中学生、小学生、どこかを実験校としてもいいと思うのだが。ボランティアなど大学に公募したら、今、合理的配慮にすごく関心をもっている学生がいるので、すぐに集まると思う。昔と違って本当にノートテイクせず、パソコンで打ち込んでそれでプリントアウトして、はいと渡す。すごく簡単にノートテイクができるので、昔のように本当にノートをとる人がボランティアでいるわけじゃなく、パソコンで打ち込める。そのことでどれだけその生徒が助かるか、特に中学生。中学生で発達障害のためノートが取れない子に西宮ではノートテイクをやっていますという、モデル校つくってもらえたらありがたいと思う。絶対5年、10年先にはそういう話が出ると思う。確かに5年早い。

(委員) 保護者側からだが、いろいろと研修があるのは確かに必要だと思う。研修を受けたら成果を試したくなる。それが先生のひとりよがりにならないように保護者とも連携をとるようにしないと、研修で習ったこと全てが、その子に当てはまるとは限らないと思う。このような研修を受けてきたけどお母さんどうですか、という一言があるとうれしいということは保護者の方が言っておられた。この子の場合これが当てはまりますかとか、こう習ってきたけれどもこれでいいですかという一言や、保護者をもうちょっと頼ってほしい。西宮養護学校の通学で、バスの中での状況を学校の介助員とも連絡を取り合うといった話があったように、学校での様子を保護者と先生と連絡を取り合うことが必要ではないか。毎日その状況が違うこともあるので、習ったことがその日はよくても違う日にはよくなかったりする。そういうこともあるので、連絡を必ず取るということをは心がけていただけたらなと思う。

(委員) 教育研修課主催の研修について、資料の最後の専門研修に、通常の学級向けでニーズに応じた合理的配慮というのがあり専門研修となっていますが、対象はどういう先生方になるか。

(事務局) 専門研修は職務研修と違って、こういう研修をしますということを広報して、それに対して受講したい方が受けるという研修になっている。幼稚園から高校までの幼小中高特、全ての校種に案内している。

(委員) この次の課題と関連すると思うが、通常の学級に在籍していて、障害があると判定されているかどうかは別にして、さまざまな課題がある子供たちがいるわけで、この内容というのは希望者ではなくて全員にすべき内容ではないのかなと思う。そういった基本的な、年次研修があがっているが、研修のテーマを見ると通常の学級の中で通常のクラスを担当されている先生方もこういったこと十分承知していただけると、次の課題の交流についても充実するのではないかなと思った。研修内容の対象について、もう少しご検討いただければなと思う。

(委員) 先日、特別支援教育の支援員の研修会に参加した。支援員というのは非常に制限された時間の中で業務をしており、発達障害の子供たちだけでなく、ありとあらゆる学校で非常に困っている子供たちの支援を行っているが、その支援員の人たちがおっしゃったことは、学校の中に1人しかいなくて、最前線で、ありとあらゆる子供さんに対して、それぞれの支援を行っている。だから、できるだけ短時間でアセスメントを行って、その子にふさわしい支援の方法を見つける必要がある。しかし、ほかの先生たちとは違って、制約された研修しかない。その中で出てきた声は、やはりたくさん研修を受けたいということである。支援員だけではなくて私たちは、たくさん研修、非常にレベルの高いものとか、今担当している子供への支援について、ぜひ聞いてみたいとか、この研修を受けたいなどというものもある。研修を開かれたものにしてもらいたい。平成31年度の研修は縦割りの行政でなく課を超えて、研修内容の一覧表のように一目でわかるようになっており、対象はできるだけ責任参加する人と、開かれているという意味で希望者、というような工夫をしていただきたい。以前、教育研修課は一覧表をつくっていた。今も作られているのか。

(事務局) つくっている。

(委員) それは全ての課の研修が入っているのか。

(事務局) 西宮教育推進の方向という冊子に毎月の予定表が載っている。ここに1年間どんな研修があるかをわかるようにしている。

(委員) 窓口としては非常に狭く開かれてはいない、全ての人にはではないが、できるだけ広げてほしい。一覧表にするのは実際に実現できることか。支援員さんや保護者がそれを見ることができるようなことが実現されてほしい。例えば、LDセンターだったら検索するとどんな研修が予定されているか、一覧が出てくる。そういうものを西宮としてやっていくのか、そういう発想が必要ではないか。

(事務局) 教育研修課では、教師への研修を中心に考えており、保護者や、支援員の参加を対象として研修は行われておりません。今後、支援員が参加する研修のニーズがあるということであれば、検討していく必要がある。

(委員) 教育研修課の研修全てを一覧表にしてほしいと言っているのではなくて、教育研修課、特別支援教育課、未来センターがばらばらに研修をするのではなくて、実際、それを一覧表として、どの人にも目に触れるとかができるという意味で開かれたものにしてほしいと思っている。

(事務局) 今回、このような研修の一覧を作成する中で、先ほど委員が言われた、ばらばら感というのを実感した。一覧というイメージではないが、教育研修課には、教員のキャリアに応じて、この時期にはこのような力をつけてほしいという視点がある。それを特別支援教育版みたいな形にして、年次研修、それから管理職、特別支援学級担任、コーディネーターなどが、このような力をつけてほしいという一覧みたいなものを作り、それに合わせた研修を考えていくというようなものが、課を超えて作りたいと考える。具体的には、今回提案してきた、つけてほしい力の中で、例えば特別支援教育の目的や意義について十分理解しているというのは全員につけてほしい力なので、しっかり年次研修に位置づけるとか、それからコーディネーターが必要な力、特別支援学級の担任が必要な力を含めて西宮の特別支援教育の力量をアップするにはこういうシステムになるというのをつくればいいのかというご意見もいただいております、そういう形にできればと考えている。

(会長) 2週間ほど前に他市で夏期研修をした。福祉と教育が完全にドッキングした研修で、保育士も幼稚園の先生も小学校の先生も、それからそれ以外の福祉のほうの支援関係の人もみんな入っている研修だった。西宮も夏期研修はそういう形で福祉と教育が完全にドッキングしてやられているということだったが、方法としていい形だと思った。前回は話をしたが、今月の25日に文科省が研究費を出して全国LD親の会が支援員研修、これも5回目だが、大阪のドーンセンターで行う。これは定員100名で関西圏の保護者も

誰でも支援員として受けることができる。そのプログラムは相当細かいので、その資料を参考にされたらと思う。

(委員) オープンな研修というのは、教育研修課や特別支援教育課ではやりにくいかなと思うが、実際自立支援協議会がやっているセミナーはオープンである。福祉と教育が連携して行っている研修やセミナーとなると教育と医療と福祉とそれぞれが予算を出し合ってセミナーを行うと、オープンになる。オープンになれば、悉皆の研修ではないので非常に広く保護者の方も支援員の方もそれからもちろん市教委もいけるかなと思う。

ところで、新しい学習指導要領の中で、特別な配慮を必要とする児童への指導という部分が前回よりもかなりボリュームアップされた。その1つ目がいわゆる障害のある子供への指導。2つ目が海外から帰国した子供や外国人の子供の指導。3つ目が不登校の子供。3つに分けられていて、それぞれがボリュームアップされて書かれている。その障害のある子供の指導の中では、個別の教育支援計画と個別の指導計画を特別支援学級については作りますということになっていて、それに伴っての特別支援学級での教育課程編成について踏み込んだ形で書かれているので、特別支援学級の先生方の専門性を高める上での教育課程の編成の仕方だとか、どのようにダイナミックな年間のカリキュラムを編成するのかという、このあたりが大事かなと思っている。それから通常の学級においては特別支援教育が始まって11年たつ。定着していることは、要は子供の実態を把握して、その実態からどうしたらいいかという手だてをみんなで話し合っ、わからなかったら、講師を招いて聞くという一つの型が学校ではでき上がっている。しかし、とにかく困っている子供に手だてを打ったらいいと思う場面があるのに、子供の見きわめに非常に今力点が置かれてしまっていると思う。例えば、救急医療の現場ならとにかく治療をしながら診断して、新たな的確な治療へとつなげていくというふう聞いたことがあるが、教室の中で、困っている子がいたらこんなプリント出してみようかとか、こんな鉛筆持たしてやろうかとか、いろいろ行いながら子供を見きわめて、また次の手だてへとやっていくのが現場だと思うのだが、何かこう見きわめばかり行っているのかなと思う。子供への細かな指導に目を向けたような研修が全教員対象で行われたら、それが直接特別支援教育に結びつくかなと思う。

(事務局) こども未来センターで、資料3のこのところの教職員研修の発達障害セミナーや身体障害セミナーというところで、まさに福祉専門職と市と学校とが一緒になっている研修で、その中の保育所、幼稚園、学校の教職員あるいは放課後等デイサービス、いろんな職種の者がかかわって研修をしている。昨年度から、市民講演会を開いている。去年は発達障害児の心ということで浜松医科大学の教授の講演だった。これは市民にも開かれた研修で、誰でも参加できる研修ということで今年度も続けてやっている。また、そういう研修を今後も充実していかなければならないと思っている。

(事務局) 昨年度、一昨年度と学校現場にいた人間として、資料に回数として表れてこない、私にとっては一番大事かなと思われるものに校内研究会がある。まさに今の夏休みの時期というのは学校側が、今この話を聞きたい、今このことについて全職員で考えたいというふうに課題を絞って研究会を行う。昨年、一昨年も特別支援教育課の指導主事から、合理的配慮とは何かということについて全教職員でお話を聞く機会を持った。用意された研修に出ていくのも大切なことだが、学校として何を聞きたいか、今何が必要かということを考えて指導主事などを招く、講師を招く、そういったものが学校にとっては非常に重要な意味のあるものである。回数としてここにあらわれてこないが、そういった学校が行っているものが含まれているということも知っておいていただきたい。もう一つが、研修と名がつかない教員の研修の場というのがあると思っている。私のいた2年間で1人の生徒のことにに関して私が覚えているだけで7回から8回、ケース会議を行った。そこには医療関係、医師関係、それ以外の方々もそこに介して一人の生徒のことに對して、今後どのような支援を行っていくかというようなことが話し合われる。そこにはもちろん教員も入るので、本当に目の前の子供について、その課題に対してどう取り組んでいるのかということ話し合わなければいけない。まさに生きた研修になっていたのではないかなと思う。そのような機会が学校にもあるということも一つ研修内容を考えていく上でご了知いただければと思っている。

(会長) 意見がたくさん出たので、事務局の方でまたまとめていただき、次回ご提案してほしい。それでは、次の議題、交流及び共同学習の推進について、事務局からの説明を願う。

#### ○交流及び共同学習について

(事務局) 前回の審議会では、交流により人間性を育むということ、それから共同学習では、各教科との目標を達成するという二つの側面が交流及び共同学習の中にはあるということでご説明させていただいたあと、具体的に学校でどのような形で交流及び共同学習は進められているか、それから先生方から出た課題等についてもご提示させていただきました。前回ご意見をいただいたことをまとめてみますと、一つ目は、子供に合った支援を行い、達成感が持てるようにする。特別支援学級において交流学級でやるようなことを先取りして学んで予習した後に交流学級に行く、そこで達成感を得ることが重要であるという意見をいただきました。

二つ目は子供たちにとって効果があったということについて明確にする。通常の学級の子供にとって、交流がよかったというのはよくある話だが、実際、特別支援学級の子供も、交流でどういう体験をし、どういう効果があったのか、ということもしっかり確認しないといけないということでした。

三つ目は、個別の指導計画などを活用して通常の学級と特別支援学級がしっかりとコミュニケーションをとり対応していくことが重要である。計画を立てて実行し、チェックをする必要があるというご意見もいただきました。

本日はこの三つ目のご意見について、現在学校で取り組んでいることについてご説明したいと思います。

まず特別支援学級の学級経営案というものです。年度当初には必ず通常の学級でも特別支援学級の学級でもどちらも学級目標というものをしっかり定めて学級経営方針というものをつくっていきます。その中で特別支援教育課でも特別支援学級の担任の先生に作成を依頼しております。内容としては学級目標、子供たちの実態なども十分確認して昨年の反省なども踏まえて学級の動きなどをしっかり考えております。その中で交流及び共同学習についても交流のねらいと方法について明記するところがございます。特別支援学級の中で知的学級全体としてこういう交流を行っていかう、こういう方法でやっていかうというところはしっかり年度当初に計画していただくようにしております。

それから二つ目です。二つ目についてはもっと個別にということで、これは保護者と作成をしていく個別の教育支援計画です。その中に交流及び共同学習の項目を入れております。どの学級で交流をし、その交流するときの支援とか具体的な配慮事項について保護者と協議の上で作成し、そこに載せております。

学級経営方針があり、学級の中での目標もありますが、子供一人一人についてもどう交流していくのか、どの教科で交流するのか、交流の仕方はどうするのかということも保護者との合意をしております。その合意をもとにして、個別の指導計画を作成しております。この個別の指導計画では具体的に交流での指導目標や支援の方法について記載し、また、交流する中で教科の目標を達成する、いわゆる共同学習についても記載します。あとは交流をする中での手だてというものもここに明記して、その振り返りもしっかり評価していく欄もあり、来年の計画につなげていくことも必要になります。これらを通常の学級の担任の先生、それから特別支援学級の担任で、具体的な交流及び共同学習についての目標を共通確認し取り組んでいけるようにしたいと考えております。

委員の皆様よりご意見いただきますようよろしくお願いいたします。

(会長) ご意見、質問はないか。

(会長) 先ほどの個別の教育支援計画で、ここの真ん中に合理的配慮、教育内容、支援体制、設備、書いてある。教育支援計画というのは全体的に、具体的なものは個別の指導計画になる。例えば、A君が文字を書くのに時間がかかる。それで最終的にタブレットを使うことを許しましたということがある。そうするとそれが個別の指導計画の国語の時間にそのタブレットがどのように活用されるのか、社会ではどうなのか、算数ではどうなのかを書かないと合理的配慮の中身がないことになる。例えば、文字を拡大するとしたら、その拡大したものが他の授業の中ではどのような効果を生むのかというのが書かれている必要がある。個別の教育

支援計画で記載したならば具体的に個別の指導計画のところで記載することになる。今の時代は合理的配慮が必要なので、こういう配慮をすることによって、子供がこういう指導内容で効果を得た。例えば時間内にテストを終了することができた。あるいは理解することができた。その配慮の中身はこれであると書かないといけない。個別の教育支援計画のところにだけ書かれたら不十分なので、それを、どのように個別の指導計画に生かしたのかというところをちゃんと書いてほしい。

(事務局) いただいたご意見のとおり、個別の指導計画の中にも合理的配慮をきちんと記載し、きちんと提供していく必要があると考える。

(会長) 個別の教育支援計画には全体的な配慮が記載されている。例えば、補聴器をつけましたというのは、合理的配慮。その補聴効果を上げるために教室の中にこのような設備を整えた。それが、他の全体の授業にもどう生かされたのかというのを書かないといけない。一番いい手がタブレットである。

(委員) 個別の指導計画で、交流をするなら、ここに記載していくという説明だったと思う。例えば、合わせた指導、特別支援学級の子供が合わせた指導、生活単元学習を行ったとき、交流の学級は理科でした、という場合、どう記載したらいいのか気になった。例えば、風で動くおもちゃの教材はこの子にとって生活単元学習で取り組み組み立てている、というとき、同じ3年生の理科で同じ教材をやっているときに共同学習が成立すると思う。そのような時、記載の仕方が違うのではないかと思う。

(事務局) 特別支援学級では生活単元学習を行っていて、交流では理科の授業として取り組むとき、きちんと記載するためには、項目として生活単元学習が必要であると考えている。

(会長) それも、一つの解決策である。

(事務局) 今、示している個別の指導計画の形式は、一つの例である。子供によって内容が変わってくる。

(委員) 生活単元学習というのは一つの授業の形態であって教科名でないので授業の形態としては成立するが、結局生活単元学習で構成されている教科名がその中であって、理科であったり、音楽であったり、家庭科であってもいいわけだから、例えばさっき言ったような教材を使って指導するなら、それは理科の授業であるということになる。

(会長) 教科というのは3段階評価がつく。絶対評価である。道徳は今度教科化される。道徳だけ教科の中に入らないで別枠になっているのか。

(事務局) これは今使っているものなので、まだ新しいものにしていない。

(会長) これから変更するということか。

(事務局) 教科名も、子供にあった形で書いていく。一応モデルとして提示している。

(委員) いわゆる教科の中でどれだけの合理的配慮がなされているかという、内容に触れるものである。だから、どういう指導をしているかというのは、合理的配慮を何でやるかということをおかした上で、教科の中でそれが保証されているのかという非常に大事な部分になる。ある中学校では特別支援学級の子が通常の学級に交流に行ったときに、いろいろな先生が関わることになるが、その時に小さなメモ書きに、どういう関わりをしたか、何に取り組んだかを書いて、それが蓄積されて残っていく。合理的配慮ということをおかして全職員がわかってないと書けない。学校も行政もしっかりとしていかなければ、個別の指導計画が形だけになっていくと感じた。

(委員) 今、委員が言われたことと関係あると思うが、すごく根本的なことに戻れば、交流

で一体何を求めているのか、少し前まで、ひょっとしたら今もそうかもしれないが、何かお客さんのようにしばらくその授業の時間だけいたらいいみたいな、だから非常に失礼な言い方かもしれないけども、交流学級の担任の先生は、その時間いてくれたら、だから交流学級の教科担任の先生が何をその子供に対して教えようとするかとか、どのような関わりをしようとするかと明確な意図というものとか、方向性みたいなものは余りなかったような気がする。個別の教育支援計画は、作成は特別支援学級で作る、では交流学級、受ける側はどのように受けるかということはどこで示されてくるのか。交流学級にはこのようなことを期待しますということを書かれるが、受ける側はこのようなことができます、このようなことをしましようということ強く意識して受け入れているのか、そのあたりがよくわからない。少し見当外れな話、あるいはさかのぼった話なのかもしれないが、そもそも交流とは何かというあたりをもう一回きっちりしないといけない、委員がおっしゃった、全教員がわかってなきやいけないというのは、そのあたりのことなのかなと思う。その時間だけ来てもらっていたらいいよ、過ごしたらいいよみたいな、それは旧体制のもので、子供たちには何の役にも立たないこともないが、積極的な意味がなくなってしまうと思う。そのあたりのことも含めて、全教員にどのような研修を計画していくかにもかかってくるのかなと感じた。

(委員) 特別支援学級の子供が交流に行くとき、まとめて行くというのを聞いたことがあるが、担任の先生がどんなふう交流を受けているか見に行くので、特別支援学級の担任が教室にいなくなってしまう。今日はちょっと行きたくない、自信がないので教室に戻りたいと言ったら、先生がこの教室にいないから交流に行ってくれと言われた。と聞いた。交流に行かないという選択肢もあるのかなと思うが、義務教育としては、それは我慢して行くべきなのか。でも先生がいなくなるので、交流学級に行かないといけないというのはどうなのかなと思う。

(委員) まさに交流のねらいは何かというところだと思う。個々の状況で全部違う。いろいろな子供のことが頭に浮かんでくる。一つにまとめて話をするのは難しいが、Aさんの場合、Bさんの場合でも結局在籍が支援学級だから交流ですよ。通常の学級にも机といすが置いてあり子供によっては算数と国語は支援学級であとは全部交流、西宮はどのような状況か。

(事務局) 交流については、個別の教育支援計画の中でどのように目標を持ってやっていくかということ保護者と合意形成した中で、この教科は交流で、この教科については支援学級でしっかり学ぼうというものを決めている。子供によっては交流がたくさんある子もいるし、逆に交流に行くと友達と交わることや、その集団に入るのがすごく苦手な子もいるので、逆に支援学級でほとんど過ごして、行事の時や朝の学活の時に交流学級に行くという子供もいるので、個々によって違うというのが実態である。

(委員) 先生が教室にいなくなることもあり得る。そうすると先生の都合で、交流に行ってくれ、行かないでくれとかになってしまうということがあるだろうと思う。さっき委員が言われたように、交流学級の役割というのが遊びではなく、しっかりとした本人の目標をもっていかないといけないわけだが、通常の学級の先生が対応できず、1時間何もしないでただ教室にいるだけ、これは違うだろうと思う。そうするとやっぱり通常の学級の先生に、A君が何時間目と何時間目に来ます。その時のA君に対する通常の学級の先生の役割は何なのかということ明確にしておかないといけない。

(事務局) 交流及び共同学習を、子供それぞれに合わせたものをしていく中で、学校が苦慮しているのは、やはり人の問題だと考える。何か支援があれば交流で過ごして、力をつけることができる子供がいる。でもその支援の手というのは、そんなにたくさんないという状況である。反面、支援がつかなかったら交流はできないのかという問題もある。そのあたりでかなり学校としては苦慮していると思う。交流に制限があるなどについて、相談があることがある。そういう意味も含めて、通常の学級の担任の力量も高めていかなければいけない。先ほどご意見をいただいたように、交流ではこういう目的でこうするというを明確にする必要がある。また、前回も話が出たが、特別支援学級での学びをきちんと構築していく、教育課程の組み方など、特別支援学級担任の研修に組み込む必要があると考えている。

(会長) 保護者の立場として、今までの意見を聞かれていかがか。

(委員) うちの子供は幼稚園のときから幼稚園、公立の小学校、中学校に交流に行っていた。子供は知的な課題があり、視力がちょっと低いというのと、あと集中力がない、てんかんを持っているとかいろいろあるが、一度小学校のALTの授業で交流に行ったとき、席が真ん中ぐらいで黒板が遠いのと、いつも西宮養護学校では6人、7人の中で勉強しているが、交流に行くと生徒は30人ぐらいで広い教室で、少しざわざわしている中、前のほうで2人の先生が英語で手遊びやゲームをしたりしていた。うちの子供にとっては、先生が遠過ぎてどこを見ていいかわからない、周りの子供のほうに気になる。授業に集中というかそこまで行かないという感覚。半径1.5メートルぐらいのところは彼女の中の世界で、せっかく交流に来て、何か遊んでいるのはわかるのだが、彼女が気になるのは授業ではなくて周りの子がやっていることだったり、隣の子が持っているポケモンの筆箱だったりとか、やっぱり彼女の興味を引くものとか見たいと思うものと、その教室の広さとか、遠さとか、というものが合っていないと、座ったままで時間がどんどん過ぎていく時間になってしまうと思う。幼稚園の時は、その中にいるとみんながじゃあ、〇〇ちゃんは今日楽器しようよとか、今日は人形遊びしようよという中で、子供のパワーがそのまま彼女の中に入ってきて楽器なんかできる子じゃなかったのに、鉄琴をぼんと鳴らして。それはわかば園では絶対に見られなかったことで、やっぱり子供のパワーが引き寄せてくれて彼女がそれを出来たというのを見つけた瞬間だったので、私はその瞬間を見たときに、「ああすごい交流に来てよかった」というのを感じた。けれど、やっぱりALTの授業のことがあって、彼女にあう授業を親のほうも探っていくと行く時間ももたないのと、やっぱり子供の、健常者のお子さんとか、とにかくその1時間かかわってほしい、そのパワーを感じてほしい。彼女は字が書けないし、言葉もしゃべれない。やっぱり好きなのは音楽。学校側のほうも小学校のときも中学校のときも先生が準備してくださって、何月何日には〇〇さんが来るから、みんなでこういう準備をしようという感じで、歌の楽譜とかを用意してくれたり、あとみんなで歌を歌ってくれた時には、子供だけではなくて私のほうも感動した。その時は、歌が終わった時に子供が感動して拍手をした。それが交流だなと。相手がこの子を見てくれてそれを受け取った子供のほうも向こうに返していく、つながる、触れ合っていく、これを交流でセッティングしてくださった先生にすごく感動して、私はそういう交流がある時は、すごく毎回感動して帰ってきたので、交流に行かせてよかったなと思った。やっぱり数学とか理科とかっていうのは、本当に黒板をじっと見ても、話しても、磁石の話をしてもらっても算数の話をされても彼女にはわからないので、やっぱりそういう教科を選ぶというのは彼女のためではないなと思ったので、お楽しみ会とか、生徒とか先生とかと触れ合う時間に合わせて交流に行かせていただくようにした。それはすごく彼女にとっても私にとっても来てくださった西宮養護学校の先生にしてもすごく感動されて毎回帰られていたので、それはよかったなと思う。

(会長) 貴重なご意見、ありがとうございます。

(委員) 先ほどの交流の仕方と時間割の組み方によって子供が教室に帰ってきているのに担任の先生が全部出払っていないというような話あったと思うが、新しく交流や共同学習を推進していこうというインクルーシブの流れと、学級編成の国の基準の8人で1学級という部分で、学校現場は難しくなっているのかなと思う。中間報告のまとめの案の中でも、1学級の子供の在籍数が多くなっているというのがあったが、この8人の定数は40年も50年も前に特別支援学級が特殊学級と言われていた頃で、その教室でしか子供たちが活動しない、それを前提にしている定数なので、今とはあってないと思う。だから工夫をしなければならぬ。時間割の組み方について、交流及び共同学習を推進するような新しいモデルを学校から発信していかないといけないのかなと思う。それをどう市内の中で共有化していくかということが大事だと思っている。もちろん人の配置があればありがたいが、市内の学校同士の情報共有が必要だと考える。

(会長) 阪神間のある小学校のことだが、支援学級は一人一人の子供の学びにしっかり合わせることを大きな目標とした。そのA君が通常の学級に交流に行った。おもしろくないので

支援学級では立ち上がらないのに、ここでは立ち上がってうろうろし始めた。担任は、なぜ支援学級のときにこの子は立ち上がらないのかを考えた。そうしたら、支援学級では目の前に黒板が、ホワイトボードがある。そこに3人ぐらいで座って勉強している。交流の学級では、距離があって見えない。そこで、交流の担任は小さなホワイトボードを、他の子供には余り目立たないように、A君の前に置いた。それで先生が黒板に何か書いたら、小さいホワイトボードに最初から用意してあるものをそこに貼りつけていった。そしたらA君はそれを見て立ち上がらなくなった、これが合意的配慮といえる。だから支援学級で一人一人にあった子供の学びを行い、通常の学級ではこの子がどうやったら集中できるかなということ、1人の先生が対応しなくちゃいけない。しかもクラスに35人いるときどうしたらいいかというと、支援学級と同じような状況をつくってあげてほしい。そうすると目の前のホワイトボードが見えるので、それこそ30cm以内にあるから彼はそれを、じーっと見て学ぶことができたという例である。ちょっとした工夫だが、通常の学級に支援学級から交流にきた子供の場合、その先生がそこで何を学ばせるのか、その子にとって今何が必要なのかという、一人一人の子供のつまずきについてしっかりと理解をもって、そして自分のクラスの中でこれから45分、この子が少しでも学べるようにその子に合わせていく、その子の力に合わせていく努力が必要である。たくさんの中の1人だから、そんなこと無理。というのではなくて、やろうと思ったらできることはたくさんあると思う。そういうことにしっかりとした配慮ができる教師かどうか、教師の資質というかポテンシャルの問題だろうと思うが、やっぱりそこに最後は行きつくかなというふうに考える。

(委員) 私も西宮養護学校のお母さんの話を聞いて感じたが、これだけを見ると本当に平成8年ぐらいの文科省が一生懸命頑張って取り組んだ交流の内容と、今何が違うかということを考えていくときに、やっぱりインクルージョン、私たちはそういう社会を目指していると思う。単に学校の中で共存というか、一緒にいるだけのことではなくて、もっと一歩進んでかわり合うという共存、共生、そういう社会を目指している。だから非常に重度の子供であったとしても、地域の学校に行くときに、関わり合えるような学習プログラムを設定されている中では重度の子供もそこに共生している、関われる存在としてあるという、インクルージョンとして成立していくと思う。だからその子が生きていく上で必要としている支援、つまり合理的配慮は、やってあげましょうかという意味じゃない。子供にすると権利である。そういったものが先生だけじゃなくて、取り囲む周りの子供たちもその子にとって必要な支援は何かというのをわかっているという、そう進化させていくには、やはり今までやってきたような指導計画を形式的に書くのではなくて、要するにシンプルに考えるべきと思う。特別支援学校、特別支援学級のAちゃんについての合理的配慮は、例えば〇〇がわかるように手助けするんだよ、というようにできるだけシンプルに伝えていけるような工夫も必要と思う。

(事務局) 先ほど委員からご意見をいただいたところは、大事な点だと考えている。居住地校交流の推進も、市としてどのように推進すべきかを考えていく必要がある。学校、幼稚園含めて学校で行う交流及び共同学習が地域に根ざすものになるように推進して行かなければならないと考えている。

(会長) 委員からたくさんご意見いただいた。次回事務局としてのご提案をしてほしい。それでは審議の3の医療・福祉との連携について審議を行う。

#### ○医療・福祉との連携について

(事務局) 最初の資料ですが、こちらのほうは「家庭・教育・福祉の連携トライアングルプロジェクト」の報告の概要でございます。発達障害をはじめとする障害のある子供たちの支援に当たっては行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められています。支援が必要な子供たちやその保護者が乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで地域で切れ目なく支援が受けられるように文部科学省と厚生労働省がこのプロジェクトを立ち上げ、その方策について検討を行ったものです。この6月にプロジェクトの項目が取りまとめられまして、教育と福祉の連携、保護者支援にかかる課題と対応策が示されました。内容についてはこちらの資料の1番と2番のところ、上の部分に書かれています。

一つ目の課題としましては、教育と福祉の連携に係る課題は、学校側とデイサービス事業所においてお互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため円滑なコミュニケーションが図られておらず連携されていないという課題。二つ目の課題、保護者支援につきましては、保護者の方がどこにどのような相談機関があるのかわかりにくく必要な支援を十分に受けられていないという課題があげられました。

今後の対応については、一つ目、教育と福祉の連携を推進するための方策として以下の4点が示されています。まず教育委員会と福祉部局、学校と障害通所支援事業所との関係構築の場の設置。学校の教職員等への障害のある子供たちに係る福祉施設との周知。学校と障害児通所支援事業所等との連携の評価。個別の教育支援計画の活用促進。

二番目の課題につきましては、保護者支援のための相談窓口の整理、その他の情報提供の推進。それから保護者同士の交流の場の促進。専門家による保護者の相談支援ということが挙げられております。

このような課題や今後の対応が示された中で西宮市におきましても、今後これらの課題を解決に向けた取り組みが求められているところでございます。

続きまして、西宮市における現状です。本市におきましてはこども未来センターの設立以前は子供に関する支援については医療・福祉的な視点に立ったわかば園中心の支援と、教育的スクリーニングサポートセンターによる教育的な支援とに分かれておりました。

医療・福祉面では発達・育ちの状況からの課題、教育の面からは学校・社会生活面で生じる課題というものに着目する傾向がありました。しかし子供を中心に考えたときにその支援、多様化する教育的なニーズに対応するにはどちら側からの視点ではなく、困っている子供、不安になっている保護者の方たちの相談などに向き合いながら福祉・医療・教育などを総合した視点に立って必要な支援のあり方を考えていくことが求められております。

現在こども未来センターでこのような支援に向けての取り組みを進めているところでございます。

では、続きまして医療的ケアに係る医療・福祉と教育との連携についてです。平成28年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の改正が行われました。この改正により保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携して医療的ケアのある子供たちを支援することが地方公共団体の努力目標とされました。この法改正に伴って、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進についてという通知が文部科学省と厚生労働省より出されました。

この通知によりまずと看護師の配置、地域における関係機関の協議の場の設置など、保健、医療、障害福祉、保育、教育関係機関などが連携体制の構築に向けて計画的に取り組むということが示され、そのための留意事項などが示されております。本年度の6月に文部科学省よりこのような通知が出されております。学校における医療的ケアの実施に関する検討会議中間まとめについてという通知でございます。こちらのほうは特別支援学校における医療的ケア児が年々増加していること、それから特別支援学校以外の学校において医療的ケアの必要な子供たちが在籍するようになってきているように医療的ケアが必要な子供たちを取り巻く環境が変わっている中で、全ての学校において医療的ケアの基本的な考え方を再検討し、実施に当たっての留意点を整理するために昨年10月に設置された学校における医療的ケアの実施に関する検討会議というところで取りまとめられたものでございます。中間のまとめですのでまた最終のまとめが今後出てくるという予定になっております。この中で学校における医療的ケアに係る関係者の役割であったり、それから医療関係者との関係のあり方、保護者との関係のあり方など学校における医療的ケアに関する基本的な考えであったり、教育委員会における管理体制のあり方や学校における医療的ケアの実施体制のあり方などが示されております。

次の資料は、この検討会議に出された実施体制のあり方を図に示したものでございます。こちらに運営協議会というものがありますけれども、このような会を設置して医療的ケアについての実施体制を整えるということが例として示されております。今後の課題は、まず一つ目、幼児期からのつながりある支援を行うための仕組みについての課題。小学校に就学してくる子供たちは幼稚園、保育所、児童発達支援とさまざまなところから就学してまいります。その子供たちのつながりある支援を行うための仕組みづくり、こういうところでやはり医療・福祉との連携が必要ではないだろうかというところでございます。

二つ目、学校生活における福祉や医療との連携。これは三つ目の医療的ケア実施における医

療と福祉の連携のあり方とも関連していますが、学校生活をどのように支えていくのか、例えば子供たちの通学であったり生活であったり、このようなことも福祉と連携しながら、医療と連携していきながら学校生活を支えていく必要があるのではないかと。そして先ほど申しましたように放課後等デイサービスなど福祉の事業所との連携、子供にとって今どういう支援が必要なのか、学校ではどういったことが必要なのかというところについても連携が進められていく必要があると考えております。

そして三つ目、現在医療的ケアの必要な子供たちが増えてきております。またその子供たちの状態についても重度・重複化、多様化しております。このような中で看護師をどのように確保していくのか、学校における医療的ケアをどのように構築していくのか、このあたりをやはり医療との関係、福祉との連携が必要であると考えております。

本日は医療・福祉との連携のあり方についての最初の審議ですので、皆様の考えておられる課題やそのあり方についてのご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

(会長) この医療・福祉との連携については、今後2回にわたって審議をしていく予定である。どのような資料が必要かなどの観点も踏まえ、ご意見をいろいろお伺いしたい。

(委員) こども未来センターが結構スケジュールの余裕がないみたいなことをよく聞く。学校では保護者と未来センターの職員と担任とで、小さいときから見てきた子供の、こういうところに気をつけてくださいなど三者で分かち合う会があると聞いている。でも未来センターの職員との予定が合わず来られなくて、結局は二者面談みたいなことになって残念だという話も聞く。保護者が自分から言いにくいことを未来センターの職員に言ってもらって貴重な会になるのに、結局自分が言わないと誰も言ってくれない会になったら意味がなくなるということも聞く。これから未来センターを活用する子供が増えていくと言われている中で、今既に活用している方が十分だと思えていないというのはどうなのかなと思う。あと、委員が以前おっしゃられたようにクラスの中でも1割ほど、気がつかれていない障害がある子が、実際、中3になって初めて我が子が自閉症だというのがわかったとか、医師にお話し聞かれたらどうですかと言われて行ってみたら自分の子が自閉症だったということがあり、小さいときから気づかれた方は行かれるが、そうじゃない方というのも、これからはもっと早く気づく機会が増えるといいのかなと思う。未来センターの増築とかの予定はあるのかとか、職員の確保の予定はあるのかとか、あるいは第2未来センターみたいなのがちょっと離れたところにあるのかとか。アウトリーチもいろいろされているが、その点どのような感じなのか。

(事務局) なかなかうまくいっていない部分もあるが、教育と福祉と医療が連携できているというのはセンターの中に3つの部門、教育・福祉・医療があり、1人の子供について医療からの意見、教育からの意見、福祉からの意見がそれぞれあり、アウトリーチに行ったり、あるいはこちらに保護者に来ていただいて情報を共有したり、あるいは支援会議など、委員が最初に言われたケースは残念なケースだが、医師と学校関係者が一緒にその保護者の思いだったり、あるいは医師としてこういったことが大事ですよということを学校現場に伝えたり、学校現場の現状をドクターのほうに伝える、そういう支援会議が行われている。このあたりをもっと充実させていきたいと考える。それから、小さい時からとのご意見をいただいたが、アウトリーチの目的として、小さいうちに見つけていくことを重視している。アウトリーチは発見していくことが語源ということなので、定期訪問の中で学校からいろいろ上がってきた子供や、実際に心理療法士が見ていった中で、この子はつないだほうがいいのかなどは学校に伝えている。そういったことを重視していきたい。

未来センターをもう一つということは、難しい面がある。ただ医師やセラピストは増員しており、診察待ちが8カ月ぐらいだったのが、今は5カ月ぐらい待ちまでには改善している。それから民間の児童発達支援センターができるということも聞いている。そういった民間のところが充実してくれば改善していくのではないかと考えている。

(会長) 医療的ケアの問題が多いと思うが、いかがか。

(委員) 医療も精神医療と身体医療と大分違うかなと思うのでわからないところもあるが、

実際にてんかんなどがある子供がいて、常に配慮が必要であるとか、どう見守るかとか、現場に看護師たちがいるとか、いろいろ課題はあると思うが、一番肝心なのは先ほど話題になったみたいに医師と連携がうまくとれるかという、時間の問題である。例えば、こども未来センターにお勤めのドクターであれば、業務の一環として学校に出向いてディスカッションするというようなこともあるのかもしれないが、一般の病院であつたり診療所であつたりするとなかなかそういう時間がとれない。そういう中で、どのように時間を調整して連絡を取り合えるようにするかということについて、これは学校とか福祉の問題だけではなくて医者側の問題もあるが、そのあたりを十分に根回しというか、話し合っておく必要があると感じている。医師会の中には学校医の会もあるし、学校保健に係る委員会も医師会にはあるが、そういったところと細かなところを詰めていくということがやっぱり必要だと思う。

(会長) このことについては、次回も審議することになっているか。

(事務局) はい。

(会長) 福祉の方でどなたかここに入る必要があると思うが。

(事務局) 市の福祉関係課の事務局としての参加を考えたい。

(委員) この連携というのは縦割りの中で難しいと感じるのは、福祉では、実際は一割負担ぐらいでやっているといる部分もあるが、それを教育に持ち込めない。福祉の方では人の派遣とか支援ができて、それを教育で使うことはできない。このあたり連携がないので、そういう難しさがある。西宮養護学校で医療的ケアの子供がどんどん増えて、看護師が学校の職員として位置づけられるようになったが、やはり看護師は、指導医がいない中でありとあらゆるケアをやらなければいけないということに対して非常に不安感を持っていた。私はそばにいて一緒に感じた。重度な子供が入ってきて、どうしたらいいのか、主治医から指示書が出て、3項目、5項目といろいろ出てきて、それを一つ一つこなしていく、そういう状態で何とか指導医を派遣してほしいということを教育委員会に依頼したが、最初できないということだった。西宮養護学校のことって全然認知されていない。西宮養護学校の校長として、医師の人たちでできているロータリークラブから研修の講師に依頼があつて行ったときに、西宮養護学校の話を見せていただいて、実はそこに集まっているそのドクターたちに西宮養護学校の子供たちの主治医がたくさんいて、そこが突破口となった。教育委員会と医師会が連携して話し合いを進めていきますというふうに回答をいただいた。連携という言葉は使うが、実際に連携ってできていない。教育委員会は西宮養護学校のことやっぱりわかってない。西宮養護学校はどんなことで苦労しているかっていう、どういう重度の子供たちがいるのかっていうことさえ、わかってないでしょうっていうのは言いたいことですね。医師会もわかってない。そういう中でやっぱり実質的に連携してほしいと思う。そのときに本当に西宮養護学校に関わって30年、40年ずっとやって協力してきてくださっているドクターが、替わることもできなかった時代もある。今ようやく替わつたみたいです。なかなかこの学校の校医をするっていうことについてもいい回答は得られないという。それが現実。だから合言葉の連携じゃなくて実質連携してほしい。そういう切実な願いを聞いてほしい。

(会長) 非常に貴重なご意見だと思う。

(事務局) こども未来センターというのはまさに医療と福祉と教育が連携せざるを得ないそういう仕組み、今、出ている話も恐らく医療と福祉と教育が連携せざるを得ない、そういう仕組みを作る必要があると思う。その中で出ているのが西宮養護学校中心とする医療的ケアの体制と考える。

(会長) 5月28日の新聞で文科省の有識者会議の中間まとめで医療的ケアの指導医確保の流れになっているようである。その辺の最新の情報を次回いただけたらと思う。

(委員) 西宮養護学校の医療的ケアだけでなく、さっき話がでた精神医療だが、教育相談をしていてやっぱり発達障害の子供たちの相談を未来センターにつなげたい、ところが半

年待ちとか、1年待ちとか、さっきのここの話では5カ月ぐらいになったと、これは別に西宮だけじゃなくてどこも相談件数多くてなかなかというのは私も知っているが、やっぱり西宮の場合は、ドクターの数が少ないのかなと思う。未来センターにつなげているけれども、現場の子供、保護者のニーズからいったらもっともっと早く指導を受けたらというのも切実な課題である。

(委員) 今の話に関連して、実態は児童精神科医というのはもう診療がいっぱい何カ月待ちというのはもう当たり前で、医者として喜んでいるわけではないですけれども、例えば、私自身がかかわっている西宮市の教育委員会の中にも学校保健のほうで、精神科医が結構かかわって、コンサルテーション事業を行っている。それは基本的には各校で年に1回しかできてないと思いますけど、それまでに1回研修会をもつというようなことは一応やっている。そういう研修のときに縦割りの中でというお話ありましたが、学校保健にかかわる領域で活用されている支援と特別支援で必要な支援というのは結構重なる部分がある。そのあたりはもっとうまく有機的に結びつけることができれば、各校での子供さんの直接の診断がうまくできるかどうかは別にして、何らかのサポートなり、子供たちへの支援につながるのではないかなと思う。本当にいろんなセクションがあって、学校保健でかかわっているところ、学校保健ももちろん発達障害だけではなく、さまざまな問題もあるが、でも実際には発達障害に係る事例が多い。そういうところとの横のつながりというか、縦割りを超えたところでのかわりというの、必要なところと思う。医療的な支援が少ないというあたりに関しては何か手だてはないかなと思う。

(会長) このテーマで委員からたくさんのご意見をいただいた。問題提議もたくさんあったと思う。次回の会に少しまとめて、これからどういう形で対応していくか、確かに予算の問題その他、何をしたらいいかはわかっている、それができない分じれたいところがあるが、そこは方向性を出していければと思う。  
それでは、これで審議を終了する。事務局から何かあるか。

(事務局) 次回の開催は、11月を予定している。

(会長) 第5回西宮市特別支援教育審議会を閉会する。